

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民文化部 市民協働課
許 認 可 等 名	徳島市住吉・城東コミュニティセンターの施設及び付属施設の利用承諾
根 拠 法 令	徳島市地区コミュニティセンター条例
根 拠 条 項	第 6 条 第 1 項
連 絡 先	住吉・城東地区町づくり協議会 (電話 6 5 6 - 6 5 7 0)
審 査 基 準	<p>徳島市地区コミュニティセンター条例 (利用の承諾) 第 6 条 センターの施設及び付属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承諾を受けなければならない。 2 指定管理者は、前項の承諾に当たって、センターの管理上必要な条件を付することができる。 (利用の承諾の制限) 第 7 条 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、利用の承諾をしない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) センターの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) その他公益上又は管理上適当でないとき。</p>
	参 考 事 項
	設定等年月日 平成 2 4 年 8 月 1 日 設定 (令和 6 年 3 月 1 日 最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 総日数 即 日 ~ 5 日 (休日を除く) (設定しないものについてはその理由)
	設定等年月日 平成 2 4 年 8 月 1 日 設定 (平成 年 月 日 最終変更)